

第7回

新宿区ユニバーサルデザイン
まちづくり審議会

令和5年8月31日

新宿区都市計画部景観・まちづくり課

第7回新宿区ユニバーサルデザインまちづくり審議会

開催年月日・令和5年8月31日

出席した委員

矢口哲也、水村容子、岡村正昭、飯塚良子、和久田幸佑、谷口俊顕、藤原千里、中川甚一、武山昭英、西郷直紀、高橋政則、伊藤賢司、綱川正

欠席した委員

松原由美、秋山郁子、菊田史子、下台裕美、浅川靖之

議事日程

1. 審議事項

[審議]新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例に基づく整備基準の変更について

2. 報告

[報告]令和4年度新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例に基づく事前協議及び届出状況について

3. その他

議事

○矢口会長 皆様おはようございます。第7回新宿区ユニバーサルデザインまちづくり審議会を開会いたします。

初めに、事務局から委員の変更、出席状況についてのご報告をお願いしたいと思います。

○事務局（景観・まちづくり課長） 事務局になります。

まず、人事異動によりまして、東京商工会議所新宿支部の**森委員**から**西郷委員**に替わりました。

また本日欠席の委員でございますけれども、**松原委員、秋山委員、浅川委員、下台委員**、よりご欠席される旨のご連絡をいただいております。なお、**藤原委員と菊田委員**につきましては多分遅れて到着されるのかなと思ってございます。なお、委員の過半数が出席しておりますので、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則第20条第2項により、審議会は

成立いたしております。

また、審議会は公開となっております。傍聴の方は発言できませんので、ご了承ください。

なお、本日の会議の終了は11時半を目途に進めさせていただきたいと思っております。

次に、本日の進行と配付資料等についてご説明いたします。

本日の進行につきましては、机上去用意させていただいております次第のとおりでございます。また、机上の配付資料としまして左上クリップを取っていただき、次第のほかに資料1、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例に基づく整備基準の変更について、こちらA3の横、ホチキス留めでございます。また、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則新旧対照表、A4横、ホチキス留めでございます。また、令和4年度事前協議及び行為の届出状況について、A4、1枚でございます。また、参考資料としまして、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例と施行規則、施設整備マニュアル、座席表をご用意させていただいております。資料につきましては以上となります。皆様、お手元にありますでしょうか。不足等ございましたら、事務局のほうまでお申し出ください。

続きまして、マイクの使い方についてご説明をさせていただきます。

まず、発言の際はマイクの台座の中央のボタンを押していただきますと、マイクの先端が光りますので、ご発言をお願いします。また、終わりましたら、同じ中央のボタンを押していただきますようよろしくお願いします。

事務局からの説明は以上となります。

会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○矢口会長 どうもありがとうございます。

1. 審議

[審議]新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例に基づく整備基準の変更について

○矢口会長 それでは、引き続き、次第、第1、議題、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例に基づく整備基準の変更について、事務局から続けて説明をお願いいたします。

○事務局（景観・まちづくり主査） 事務局です。新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例に基づく整備基準の変更について、説明いたします。

お手元の資料、A4横のホチキス留めのものは、今回の新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則改正の新旧対照表となっております。本改正内容につきましては、A3の資料1にてご説明させていただきます。

それでは、A3の資料から説明させていただきたいと思います。

1番の改正経緯です、国土交通省は、東京2020大会の開催等を受け「ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」を作成し、法改正等により「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」及び「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン・旅客施設編」を改正しました。東京都は、宿泊施設をより快適にするため、「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」を改正しました。

東京都は、建築物バリアフリー条例、ガイドライン等の改正を受け「福祉のまちづくり条例」施行規則改正を令和5年10月1日に施行予定です。このため、新宿区は、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則を東京都「福祉のまちづくり条例」施行規則と同様に改正します。

2番、東京都「福祉のまちづくり条例」についてでございますが、1)「福祉のまちづくり条例施行規則」改正の概要、ここでは、東京都の主な改正概要3点についてご紹介しています。

1つ目は、建築物の整備基準の改正です。電動車椅子も含む車椅子の利用者がより利用しやすい一般客室の整備を促進するために規定を見直しています。

2つ目は、道路整備の基準改正です。道路のバリアフリー化を推進するため、関係法省令やガイドラインの整備基準等の整合を図ります。

3つ目は、公共交通施設の整備基準の改正です。関係法省令において追加された事項を整備基準に反映します。

以上の3点になりますが、詳細については、後ほどご説明いたします。

続いて、右側の3、東京都「福祉のまちづくり条例」と新宿区「ユニバーサルデザインまちづくり条例」の関係性についてです。

1)「福祉のまちづくり条例」と「ユニバーサルデザインまちづくり条例」の関係性について、ここでは、新宿区「ユニバーサルデザインまちづくり条例」を、東京都「福祉のまちづくり条例」施行規則改正の内容と同様に改正する必要があることの根拠条例、福祉のまちづくり条例第29条（適用除外）と、条文中の同等以上の措置の例を記載しております。

2) 届出について。ここでは、同等以上の措置を講じない場合、条例に基づく届出を、東京都「福祉のまちづくり条例」と新宿区「ユニバーサルデザインまちづくり条例」の両方提出する必要があることを記載しております。

1)、2)により、同等以上の措置を講じる必要があるため、新宿区「ユニバーサルデザインまちづくり条例」を東京都「福祉のまちづくり条例」施行規則改正の内容と同様に改正します。

2枚目に移らせていただきたいと思います。

4、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則における主な改正概要。

1) 建築物の整備基準等の改正について。こちらでは、東京都と同様、電動車椅子も含む車椅子使用者がより使いやすい一般客室の整備を促進するために改定いたします。遵守基準の改正概要としましては、②赤色のところ。浴室等の出入口幅が現行70センチメートル以上だったものが、見直し案としましては、客室面積15平方メートル未満の場合は70センチメートル以上、客室面積15平方メートル以上の場合は75センチメートル以上となります。図面でいいますと②の赤印のユニットバスの出入口のところになります。

続きまして、④番、浴室等前の通路幅、現行は規定がなかったものが、客室面積15平方メートル未満の場合は80センチメートル以上、客室面積が15平方メートル以上のものは100センチメートル以上とします。こちらも図面のところは、青の④になります。なお、努力基準で浴室等の出入口の幅は、現行75センチメートルから遵守基準と同様とする、浴室前の通路幅は現行規定がないものから遵守基準と同様とします。

続きまして、2) 道路の整備基準等の改正についてです。改正概要については、道路においてバリアフリー化を推進するため、バリアフリー法省令や、ガイドラインの整備基準等との整合を図ります。①番としまして、歩道を縁石の高さを15センチメートル以上とすることを明記、右上に図がございますように、縁石の高さを15センチメートル以上とすることを明記いたします。②番としましては、歩道の縦断勾配を5%以下とすることを等明記。③歩道横断勾配は1%以下とすることを明記します。④番としましては、視聴覚障害者用誘導ブロックを周辺の舗装の色彩と輝度比が確保できるように措置を講ずることを明記します、具体的には④の右上の写真を見ているような輝度比、明暗のコントラストと示すよう変えていくというものになります。⑤番としましては、東京都福祉のまちづくり条例に合わせ、整備基準の記載順序の変更をさせていただいております。

3) 公共交通施設等の整備基準等の改正についてです。改正概要につきましては、バリアフリー法省令やガイドラインにおいて追加された事項を整備基準に反映します。今まで、ベンチ等が設けられた場合、これを優先席を設ける場合には標識を設けることを追加、右下にございますように優先席が分かるような標識、ステッカーなどを貼って、より分かりやすくすることを追加させていただきました。

以上が、主な改正概要についてのご説明になります。

○矢口会長 どうもありがとうございます。

すごく複雑な資料で、難しいところもあるかと思いますが、本議題について、ご意見、ご質問があれば委員の皆様からいただきたいと思います。本日議題も余り多くないので、ゆっくりでも構いません。

岡村委員 どうぞ。

○岡村委員 岡村でございます。よろしくお願いいたします。

基本的に、ご質問というわけではなく、何となく感想にはなるとは思いますが、基本的には、こういった条例がアップデートしていくということは非常によいことだなと思っています。というのは、条例自体がいつできたのかというのは非常に重要で、その当時の状況と今でやはり変わってきますという中で、こちらのまさに書いていただいているものでいうと、ユニットバスとか、お風呂の入り口は広かったけれども、その前の通路は狭くて車椅子が入れないということは結構多くありました。そういったところにちゃんと基準を合わせていこうという話だったりとか、あとは、道路の縁石の高さに関しても、結構ずっと、過去の経緯で言うと様々な、高さが高かったり低かったりとか、えぐれていたりとか、いろんなものがあつたんですけれども、そのたびに逆に転倒してしまってこけてしまう人だったりとか、いろんなことがある中で、基本的には今回は視覚障害者の方への配慮ということで、しっかりと歩道の高さを高くしましょうということで、間違って車道のほうに出てしまわないようにしましょうという配慮。

ただ、それによって、車椅子の人が逆に歩道が高いから勾配ができてしまい、上り下りが大変だということを減らすために勾配を減らしましょうとか、そういったことはしっかりと配慮されていると思いますし、あとはこちらの点字ブロックに関しても、どうしても日に焼けてしまったり、水でぬれてしまって、点字ブロック自体の色が薄くなってしまったり、はがれたりすることもありますので、しっかりとコントラストをつけることで、弱視の方への配慮ですね。実際、視覚障害者の方の中では、弱視の方のほうが7割ぐらいですので、そういった方々のためにコントラストを強くしてということでの配慮をしているということがしっかり出ているかなと思います。なので、感想としてですが、基本的にこうやってアップデートしていくことは、常に必要だなと思っておりますので、今回いいタイミングかなと思いました。

以上です。

○矢口会長 岡村委員、どうもありがとうございました。

今回、この審議なんですけれども、都の条例が改正されるに当たって、新宿区の条例もそれに合わせていきましょうというのが背景にありますので、それを理解した上で資料を見ていただけると分かりやすいのかなというふうに思います。なかなか条例とか見る機会も少ないと思

いますので、言葉も難しいですし、ご質問があれば受けたいと思います。

水村委員 よろしく願いいたします。

○**水村委員** よろしく願いいたします。

新宿区さんの場合は旅客施設ではなく、すみません、ホテルですと京王ホテルさんが非常に先進的にユニバーサルデザインルームを設置されまして、障害者の宿泊の支援につながってきたということで、非常に先進的な試みも展開されていると思うんですけども、ちょっと**岡村委員**に教えていただきたいんですが、ホテルの浴室との出入口幅と前の通路幅ですよね。特に15平方メートル未満だと、前の幅が80センチメートル以上だから80でも成立しますよね。浴室の出入口の幅が70だと、これは今回電動車椅子も含むとって、かなり規模の大きい車椅子もイメージしているんですが、それって曲がれないような気がするんですけども、どうでしょう。

○**岡村委員** 曲がれないと思います。

○**水村委員** ですよね。どう転んでも、出入口の内り、幅員は750でも結構厳しいと思うんですよね、本当はね。800、800で90度が普通の介護用車椅子で余裕を持って住宅でも曲がれますよねという話なので。これは、でも国交省さんが言っていることなので、いまさら東京都も新宿区も何もできないのはよく分かっているんですが、これは実際機能するのかなというのが非常に大きな疑問として私の中に残っておりますというコメントを、質問ではなくて疑問ということで発言させていただきました。

以上です。

○**矢口会長** どうもありがとうございます。

根本的なところに切り込んでいただくご意見ですかね、というふうに受け止めさせていただきました。

少し専門的な話が今入ってきたと思うんですけども、15平方メートルのホテルの大きさってかなり小さなビジネスホテル的なものを想定していただければいいかなと、よろしいかなというふうに思います。そのときに、普通の車椅子だったら回転できるかもしれないけれども、大型車椅子だと狭いホテル内ではなかなか難しいよねというところが指摘だったと思います。特にホテルの場合はユニットバスで規格が結構決まっちゃっているんで、その規格の中で15平方メートルのホテルの中に入る規格と入らない規格もあると思うので、なかなか一概に難しい話だと思いますけれども、確かに狭いホテルでもどうにか回転半径を取っていかなきゃいけないというのは貴重なご意見だったと思います。どうもありがとうございます。

はい、どうぞ。

○事務局（景観・まちづくり課長） 今の**水村委員**のご意見の補足になるんですけども、今回15平方メートルで区切った背景でございまして、まず東京都で、都内のホテル、こちらバリアフリー条例のホテルの整備基準改正後の対象となる都内のホテルというのが今29施設あるというような状況でございます。こちらの29施設のうち大体客室数は約3,600室ありまして、都のほうで調査をしますと15平方メートル以上の客室というのが、この約3,600に対して約73%が15平方メートル以上の客室が確保されているというような状況になります。ただ、京王プラザホテルのように全てが大きい客室ではないですけども、ビジネスホテルのタイプでもこの辺が分岐点になっているというような状況でございます。なかなかユニットバスの前の廊下の幅の規定でそこで曲がれるのかというところ、ご質問ありましたけれども、なかなか難しい状況でございますけれども、先ほど**岡村委員**からありましたとおり、条例でこういった分岐点になる客室でも、少しでもこういった数値的基準を設けて、一般の車椅子の方も、車椅子専用の客室については一定数確保されているんですが、そのほかの一般客室についても、少しでも使いやすいように促進するという趣旨でこの辺の15平方メートルを分岐点に今回、東京都の調査を基にこういった数値で、数字が分岐されているというような状況でございます。

○矢口会長 水村委員。

○水村委員 特定多数の方が利用するホテルの話ですし、既存のものに対する条例になりますので、ある程度そうした妥協というものは必要だと思うんですけども、もう一つ知識として非常に重要なのが、住宅の研究をしていますと、大体特に狭小な戸建てとかマンションだと、廊下があって直角に部屋に入る、あるいは浴室に入ることなんですけど、その幅員って非常に重要で、やっぱり90度に車椅子で曲がれないと居住継続が図れないんですね。ですから、やっぱりこの70、75、80という数字は本当はとても重要で、何か一般の方々に自分の家に居住継続を図る場合には、実は廊下と90度曲がったときの幅員がどのくらいあるべきかということのめどになるような意味合いもあると思ひまして、先ほどあのよう発言させていただいた次第です。

○矢口会長 水村委員、どうもありがとうございます。

ほかの委員から何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

岡村委員、よろしく願いいたします。

○岡村委員 せっかくなんで、少しだけコメントさせていただきます。

これは今回の審議とはまた全然別の話なんですけれども、一応この配付資料1の（3）のここ

ろの、ベンチのところにちゃんとマークをつけましょうというところのピクトグラムが書いてあると思いますが、皆さんも見えていただいて、優先席と書いてあるところ左の図から、多分、何かこれはつえをついている人で、ちょっと高齢者イメージかな。次は松葉づえの人で、次は妊婦さんだろうなと、次は乳児とか子連れなので、次のところが、これは何ですかってことは至るところで言われるわけですね。学校施設に行っても言われるし、いろんな企業に訪問しても言われるしとかで、基本的にこれは心臓機能障害の方とかを示していただいていると思うんですけども、ピクトグラムにするという手法がユニバーサルデザインでいいとされているみたいなの、まことしやかな都市伝説があって、それは正しくはなくて、ちゃんと説明が分からないものは文字も含めて説明するほうがよいということもありますので、このピクトグラムだけで、これが心臓機能障害の人だから何となく優先席は携帯電話オフにしようとかってすぐに思うかどうかは別の話なので、ちょっとピクトグラムの限界を超えてちゃんと文字の説明とかも今後は配慮したほうがいいのかなど思っている、ちょっと感想というか、コメントでございませう。

以上です。

○矢口会長 岡村委員、どうもありがとうございました。

そのほか何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。活発に意見、ご質問等ありました。どうもありがとうございました。

本議題については、幾つかご意見出ましたけれども、今回の審議会で出た意見を踏まえて進めていくということで、基本的には支障なしということだと思いますので、これでよろしいでしょうか。

ということで、一旦この審議を閉じて、事務局のほうに戻したいと思います。

○事務局（景観・まちづくり課長） ありがとうございます。

本件の規則改正につきましては、東京都と同様に令和5年10月1日施行予定で、今後内部で手続をさせていただきたいというふうに思っております。

審議1につきましては、以上でございます。

○矢口会長 どうもありがとうございます。

議題については、以上で終わりにしたいと思います。

2. 報告

[報告] 令和4年度新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例に基づく事前協議及び届出状況について

○矢口会長 続きまして、報告事項、ユニバーサルデザインまちづくり条例に基づく事前協議及び届出状況となります。

それでは、事務局から再び説明をお願いいたします。

○事務局（景観・まちづくり主査） 事務局です。それでは、令和4年度新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例に基づく事前協議及び届出状況についてご報告します。お手元の資料、A4の縦のものになります。

こちらは、令和4年度の事前協議及び届出状況ということで、事前協議書の提出数につきましては、令和4年度16件、届出書につきましては104件、工事完了報告書につきましては53件となっております。

次に、ユニバーサルデザインまちづくり審議会の事前協議を報告した件数につきましては、令和4年度につきましては、審議会開催数が2回、報告件数2となっております。報告件名については、新宿区駅西南口地区開発計画、それと学校法人東京医科大学共同ビルとなっております。

報告につきましては、以上になります。

○矢口会長 ありがとうございます。

それでは、報告について、ご意見、ご質問等がございましたらどうぞご発言をお願いいたします。

○伊藤委員 伊藤と申します。

令和3年度の神宮外苑地区再開発事業というのが、私は今年から委員になっているんで全然知らないんですけども、何か昨日聞いた話では伐採の申請が昨日、今日出されるとかなんだとかということで、先ほど**岡村委員**も言っていたアップデートとか、その時期、季節によってというのがあって、一回審議会で決まったことは後でそうそう覆せるものではないんでしょうけれども、多少問題になっているというか、その伐採に関してユニバーサルデザインからどうこうではないんですけども、その辺はどうなっているのかな。我々として新しい委員が多少知識なり資料というのを見せてもらうということはあるのかとか、その辺のご質問というところでは。

○矢口会長 事務局のほうからお答えいただけますでしょうか。

○事務局（景観・まちづくり課長） 事務局です。樹木の伐採につきましては、また違う許可基準等々で実施しておりまして、こちらの審議会につきましては、令和3年にご報告させていただいた段階ですと、こちらの報告資料の下ですね。参考で記載があるところになります。こちらの審議会への報告事項で、これまで神宮外苑だけではなくて、令和2年度からこちらの5件の案件について当審議会でご報告させていただいております。こちら、対象規模につきましては、こういった右側に記載ある都市開発諸制度を活用するような大規模案件等につきまして、当審議会でご報告させていただきまして、各施設の内容について、皆さんの審議会の委員の皆様からより使いやすいように、障害者の方含めて多様な方が使いやすいようなご意見をいただいて、そちらを直接事業者にお伝えして、今後の計画に反映させていただくという趣旨で報告しているものでございます。ですので、過去の資料、こちら報告した資料につきましてはホームページ等で公開されております。樹木の伐採等々はこちらの審議会では報告していないという状況でございます。

○矢口会長 どうもありがとうございます。

伊藤委員 よろしいでしょうか、今のご回答で。

○伊藤委員 （うなづく）

○矢口会長 どうもありがとうございます。

そのほか、ご意見等ございますでしょうか。

岡村委員、よろしくお願いいたします。

○岡村委員 岡村です、よろしくお願いいたします。

こちらの、事前協議及び届出状況についてなんですけれども、私は並行して相談員もさせていただいておりますので、ちょっと事前協議の少しだけ話をしたいと思っております。

件数は、こちらを見ていただいても分かりますとおり増えてまいりました。非常によいことだなと思っております。私のここ数年、事前の相談員をさせていただいている感想としては、はっきり言ってしまうと、事業者側が多様性の知識がほとんどない事業者もありました。ほとんどないというのは何かと言ったらバリアフリーのレベルしか知らないという話ですね。ユニバーサルデザインということに対する理解がないと困る中で、事前協議をやることによって、そこを考え直してきてもらって、勉強してもらってきて、計画を出してもらってということは、かなりできるようになってきたので、本当にそこに関しては意味がある会だなと思っております。

ただ、まだまだ問題は山積みで、どうしても事業者の方々というのは、基本設計といって、建物の構造とかそういう設計のところは担当しているけれども、実施設計で、その後、内装と

かサイン計画とか、そういったところは別の業者になってしまうということで、そこに引き継がないという事情がやはりあったりするんですね。なので、この事前協議でお話をして、しっかり理解しても、その後また実施設計で入る業者が知識がない可能性もあったりする。そういったところはなるべく知識を引き継げるような書類を作って渡してくださいねという話をしたりだったりとか、あとは、やはりこの事前協議を通った事業所の方々が建てた建物が、その後実際にちゃんと運用されているかどうか、結構こういったことは今既存の建物であって、例えば、大体今、大手コンビニエンスストアってバリアフリー設計に基づいて造っている店舗が多いんですよ。つまり通路の幅とかしっかり建物の入り口はしているんですが、ただ実際運用状況を見てみると、通路が広いから、じゃ、ここに籠を置いてしまおうとか、通路が広いからおだんごを置こうとか、結局車椅子が通れないということがあったりするということがあるので、つまり、設計はしっかり配慮していても、その後の運用とか、それを実際に運営する人たちに關しての知識も必要になってきますので、そういったところが多分、今後またアップデートとかどンドン検討していったって、よくしていけばいいのかなと思っている次第でございます。感想を含めたコメントでした。

以上です。

○矢口会長 岡村委員、どうもありがとうございます。

先ほどの**伊藤委員**からの指摘もあったように、結構大型のプロジェクトってライフスパンが長くて、僕らが意見を言った初期段階から実施設計に入って、実際建てて運用までというところでいきますと、僕らがこの審議会でコミットできるのって一番最初の部分なんですよ。だから、そのあたりがきちんと運用されているかどうかというのをなかなかチェックする機会を設けることは難しいかもしれないんですけども、やっぱり少し長いスパンで考えていきたいということだと思います。

ほかにご意見等ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○和久田委員 和久田でございます。質問なんです、この届出とか、審議会、新築の建物ができるときに届出なんかを行われると思うんですけども、例えばもう建物、ビルができた後に、その後入居されるテナントみたいなところが、お店とかそういうことをやる場合に届出があるんでしょうかというか、どのようにその新築のときにやられるようなことが対応されているのか、いないのかについてちょっとお伺いできればと思います。

○矢口会長 事務局、よろしくお願いいたします。

○事務局（景観・まちづくり主査） 事務局です。今回のご質問は、テナントさんが後から入る場合ということだと思われそうですが、総合的な複合ビルなんかですと、テナントが決定しないようなところでしたら、そのところについては後から届出を出してくださいねというような通知も一緒につけてお願いしております。ですので、全部が全部決まっていなくても、届出の際には、我々のほうは一旦受理させていただきまして、後ほどテナントが決まったもの、物件に対しては、そこで出入口の幅ですとか、高低差がしっかりと整備されているかをチェックさせていただくというような運用をさせていただいてます。

○和久田委員 分かりました。

○矢口会長 よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

そのほか、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、報告については以上で終わりにしたいと思います。

3. その他

○矢口会長 最後に、事務局のほうから、その他連絡事項等があればよろしく願いいたします。

○事務局（景観・まちづくり課長） 事務局です。本日の議事録につきましては、個人情報に当たる部分を除きホームページで公開します。

次回の審議会の日程につきましては、また詳細等決まりましたら改めてご連絡をさせていただきます。なお、事前協議及び届出について勧告や公表を検討する事例が発生した場合につきましては、急遽、審議会を開催する場合がございます。

また、机上にご用意させていただいております新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則並びに整備マニュアルにつきましては事務局で保管させていただきますので、机上に残しておいていただいても結構でございます。

連絡事項につきましては、以上でございます。

○矢口会長 ありがとうございます。

それでは、少し早めの終了になりますけれども、本日の審議会は以上で終了となります。

皆様、お暑い中お集まりいただきどうもありがとうございました。